

皆さんの大切な一票が厚真の未来につながります

厚真町長選挙

投票入場券を直接、各世帯に郵送します

選挙人名簿に基づいて、「厚真町長選挙」の投票所入場券を直接、各世帯に郵送します。

受け取りましたら、あなたの名前、投票所をお確かめの上、投票するまで大切に保管してください。投票日には、忘れずにお持ちの上、指定された投票所で投票してください。

投票できる時間は、午前七時から午後八時までです。

また、いずれの投票日当日も、棄権防止のため午前十時と午後六時に消防のサイレンを鳴らします。

投票日当日に仕事などで投票できない方は、期日前投票を

投票日の当日に仕事や冠婚葬祭、旅行など投票できない方は、期日前投票ができます。

選挙で期日前投票ができるのは下表の期間で、受付時間は、午前八時三十分から午後八時までです。

厚真町の期日前投票所は、役場庁舎一階第二会議室です。

期日前投票は、不在者投票とは異なります。

■期日前投票・不在者投票ができる期間

選挙の種類	期間	備考
町長選挙	6月25日(水) ～ 6月28日(土)	※期間中、毎日、午前8時30分から午後8時まで受け付けしています。

厚真町期日前投票所：役場庁舎1階第2会議室

■投票入場券裏面の宣誓書 (イメージ)

入場券の発送日は、6月25日の予定です	期日前投票宣誓書	平成 年 月 日
	氏名	
	生年月日	明・大・昭 年 月 日
	現住所	厚真町
私は、選挙当日、次の理由に該当する見込みです。		
理由	・仕事、学業、その他()に従事 ・外出、旅行、滞在、転居のため投票区域内不在 ・疾病、負傷、出産等のため歩行困難	
上記は、真実であることを誓います。		

選挙期日前であっても選挙期日と同じ手続きで投票を行える仕組みです。つまり、投票用紙を直接投票箱に入れることができ、不在者投票のように、投票用紙を内封筒と外封筒に入れ、さらに外封筒に署名するといった手続きがありません。

重度障害者のための郵便等による不在者投票

身体に重度の障害があり、期日前投票所での期日前投票が行えない方は、あらかじめ選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を

受け、本人が自宅など現住する場所へ投票用紙に記載し、選挙管理委員会に郵送する「郵便等による不在者投票制度」を利用することができます。また、郵便等による不在者投票では、「代理投票制度」があります。

ただし、二つの制度を利用できるのは、一定の障害を持つ方に限られますので、手続きや内容については、選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票入場券の裏面に宣誓書になります

従来、期日前投票を行うには、

期日前投票の受け付けの時に、投票日当日に不在である理由を宣誓する宣誓書を書いていただいていた。町選挙管理委員会では昨年の選挙から、有権者の期日前投票に要する時間の短縮と選挙事務の効率化を図るため、入場券の裏面(左のイメージ図を参照)に宣誓書を印刷しています。

期日前投票をする方は、事前に氏名、生年月日、住所を記入し、投票当日不在の理由に該当するところに○印を付けて、お持ちください。

6月29日 日

投票時間は、午前7時から午後8時まで

■町長選挙の主な日程

月	日	曜	事項
6	20	金	・選挙運動用車両事前審査 ・立候補届出書類事前審査
	24	火	・選挙告示日 ・立候補届出受付
	25	水	・選挙入場券発送 ・期日前および不在者投票開始
	29	日	投票日(即日開票)
	30	月	当選証書の付与
7	13	日	選挙運動費用収支報告期限

■(町長選挙)選挙人名簿登録要件

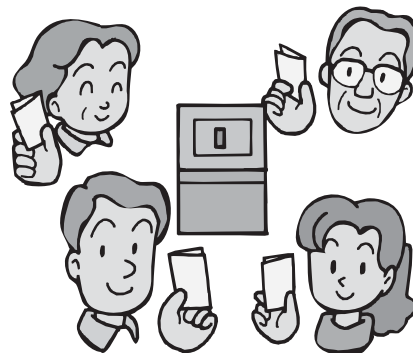
転入の場合	平成20年3月23日までに転入された方
年齢による場合	昭和63年6月30日までに生まれた方

問い合わせ先 厚真町選挙管理委員会 ☎27-2321

開票は即日開票で
参観人数は二百人まで

町長選挙の開票は即日開票で、総合福祉センター大集会室で、午後九時十五分から行います。開票の状況については、防災行政無線でもお知らせします。

■開票参観人数の制限
開票参観人数は、到着の順番で、二百人に限られています。入場者は、静かに参観してください。



農業委員会委員の選挙です

町農業委員会は、厚真の農業を代表する機関です。明日の農業を考え、棄権することなく、必ず投票しましょう。

選挙権を行使できる方は、平成20年1月1日現在で、次のすべての要件を満たし、選挙人名簿に登録された方です。

- 1 町内に住所を有する方。
- 2 年齢が満20歳以上の方。
- 3 30%以上の農地で耕作の業務を営む方、およびその同居の家族で、年60日以上耕作に従事している方、ならびに農業生産法人の組合員または社員。

投票の方法

入場券は、選挙人名簿に基づいて、あらかじめ直接各世帯に郵送されます。投票日には入場券をお持ちの上、指定された投票所で投票をするようにしてください。

期日前投票・不在者投票

農業委員会委員選挙でも、町長選挙と同じく期日前投票と不在者投票を行うことができます。

期日前投票をされる場合は、期日前投票所になる役場庁舎1階第2会議室にお越しください。期日前投票ができる期間は、7月2日(水)から7月5日(土)までの毎日で、受付時間は、午前8時30分から午後8時までです。

選挙期日等の告示

7月1日(火)

投票日

7月6日(日) 午前7時から午後8時まで

開票の日時・場所

- ・日時 7月6日(日) 午後9時15分開始
- ・場所 総合福祉センター大集会室

立候補予定者説明会

- ・日時 6月16日(月) 午前10時
- ・場所 総合福祉センター青年室

問い合わせ先

町選挙管理委員会事務局 (☎27-2321)